

公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会（以下「本協議会」という。）において、役員及び職員が用務のために旅行する際の旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象)

第2条 次に掲げる旅行をするときに支給される。

1. 結核予防全国大会に出席するための本協議会会長又はその代理者の旅行。
2. 結核予防関係婦人団体中央講習会に出席するための本協議会会長又はその代理者の旅行。
3. 理事会に出席するための役員の旅行。ただし、結核予防全国大会に出席する場合を除く。
4. 機関誌の編集会議に出席するための編集委員の旅行。
5. 前4号に掲げる旅行を除く外、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張。

第3条 特に命ぜられ本協議会の用務のために旅行する本協議会の役員又は職員ではないものについて、この規程を準用し、旅費を支給することができる。

2. 前項の場合で、この規程上の身分の不明なものについては、その都度会長と事務局長が協議の上定める。

(旅費の算定)

第4条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

第5条 旅費は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊費の六種とする。

2. 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は普通運賃（ただし、50 kmを超える場合は急行料金、新幹線を利用する場合は特急料金を加算する。）とする。

第6条 日当の額は役員及び編集委員は 3,000 円、職員は公益財団法人結核予防会旅費規程に準ずる。

第7条 宿泊費の額は実費とする（ただし、10,000 円を上限とする）。

第8条 各条の定めるもの以外の特殊な旅行に係る旅費はその都度、会長と事務局長が協議の上、旅費を決定して支給する。

(附則)

この規程は、令和3年11月30日から適用する。